

平成26年度

神奈川県予算に対する要望

平成25年12月

横浜市

横浜市政の推進につきましては、日ごろから格別の御高配、御協力をいただき、深く感謝しております。

平成 25 年度は、中期 4 か年計画の総仕上げの年として、これまで種をまき、育てたことが、実を結び、収穫の時を迎えてます。喫緊の課題として「チーム横浜」で全力を挙げて取り組んできた保育所待機児童も今年 4 月にゼロを達成し、また、今後の本市の防災・減災を総合的に進める「地震防災戦略」の策定などもこうした成果の 1 つです。

そして、平成 26 年度予算編成においては、市民の皆様に「10 の実現」としてお示した施策を推進するため、新たな中期計画の策定に着手するとともに、厳しい財政状況の中でも、市民生活の安全安心と経済の活性化の両立を実現するため、職員とともに一丸となって、市民本位の予算の編成に取り組んでいます。

本市ではこれまで、横浜市民のみならず、広く県民の福祉や利便性の向上に寄与する事業につきましても、神奈川県の御協力をいただきながら、時代時代に応じた必要な対応を着実に図ってまいりました。

神奈川県におかれましては、県民の皆様の痛みをも伴う緊急財政対策に取り組まざるを得ない、大変厳しい財政状況にあることは十分理解しますが、こうした厳しい時代だからこそ、県と市がより連携・協力しあい、困難を乗り越えていくことが広く市民・県民から求められていると考えています。

また、地方分権のあり方についても、国・地方を通じ、積極的に議論が行われ、第 30 次地方制度調査会において、道府県から指定都市への移譲をはじめとした、大都市制度の改革等の答申が取りまとめられるなど、眞の分権型社会の実現に向けて、大きな動きが見られます。この動きを絶好の機会ととらえ、県と市が市民・県民の生活を最も重視する観点から議論を重ね、時代に相応しいものへと変えていかなければならぬと考えています。

この要望書は、平成 26 年度予算編成に向けて、現在の県制度の改善を求める事項と、県と市が連携・協力しあい、進めていかなければならない事業推進について、県市それぞれの自治体として果たすべき責務などを踏まえながら、とりまとめたものです。

神奈川県におかれましても、この趣旨をご賢察いただき、平成 26 年度の予算編成にあたり、御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

平成 25 年 12 月

横浜市長 林 文子

目 次

1 制度の充実や改善に関する要望

(1) 在宅医療の推進に向けた県市連携の強化【新規】	2
(2) 政令市と他の市町村との補助較差是正	3
・小児医療費助成事業	
・ひとり親家庭等医療費助成事業	
・重度障害者医療費援助事業	
・在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給事業	

2 事業の推進にかかる要望

(1) 国家戦略特区への提案事業の推進強化【新規】	4
(2) 「横浜マラソン」開催事業【新規】	5
(3) 救急医療体制確保推進事業【新規】	6
(4) 花月園競輪場関係県有地等の利活用	7
(5) 防災・減災に向けた取組の推進	8
(6) 特別支援学校の整備	9
(7) 県施行の河川改修事業	10
(8) 県市協調で進めている事業	11
・市街地再開発事業	
・神奈川東部方面線整備事業	
・都市基盤河川改修事業	
・消防・救急デジタル無線共通波整備事業	

番号	事業名	県所管局	説明								
1-(1)	在宅医療の推進に向けた県市連携の強化 (健康福祉局)	保健福祉局	<p>今後、超高齢社会が進展していく中で、疾病を抱えても自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるようにすることは、県民・市民の切なる願いです。</p> <p>こうしたニーズに応えるため、本市では、医師会と協働し、平成25年度から区単位で、医療・介護を含めた在宅医療連携の要として「在宅医療連携拠点」の整備を開始し、今後は、順次、拡大していく予定です。</p> <p>また、県においては、「神奈川県地域医療再生計画(平成24年度補正予算)」を策定し、在宅医療の推進事業など、高齢者の急速な増加等に対応する地域医療の推進に向けた取組を進めています。</p> <p>そこで、県民・市民が、在宅医療・在宅介護を安心して受けられる地域包括ケアシステムの実現に向け、国に対し、在宅医療連携拠点機能について介護保険制度に位置づけるなど制度化の実施や、安定的な財源の確保に向けた働きかけを推進していくよう、要望します。</p>								
《在宅医療連携拠点》本市モデル事業 <ul style="list-style-type: none"> ● 平成25年11月1日に西区医師会立訪問看護ステーション内に開所 ● 医師会医師の協力のもと介護支援専門員の資格を有する看護師等2名を配置 ● 主な業務 <ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医同士でカバーし合える仕組みづくり ・在宅患者が急変した際の受入病院の確保 ・患者が病院から退院する際の在宅医の紹介 ・新たに在宅医療を始めるかかりつけ医を対象とした研修会の実施 ・在宅医療に関する事例検討会や連携会議の実施 											
<p>「神奈川県地域医療再生計画(平成24年度補正予算)」に掲載の在宅医療の推進事業拡充項目</p>			<table border="1"> <thead> <tr> <th>神奈川県 (補助対象事業)</th> <th>横浜市 (実施事業概要)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>在宅医療人材育成事業 (事業費：58百万円) ※</td><td>在宅チーム医療を担う人材の養成や多職種の関係づくりに資する研修会及び連絡会を実施 (26年度事業費：3百万円)</td></tr> <tr> <td>在宅医療連携拠点づくり (事業費：123百万円) ※</td><td>地域の実情に応じた連携拠点や連携体制の構築などを行う市町村に対して補助 ・在宅医療連携拠点※の市内全区での展開に向けた事業の進め方や、具体的な実施内容の検証を行う (26年度事業費：43百万円) ・在宅医療連携推進協議会の開催、事業所管のネットワークづくりに向けた取組支援 (26年度事業費：3百万円)</td></tr> <tr> <td>医療介護連携推進等事業 (事業費：3百万円) ※</td><td>医療と介護が相互に情報を共有できる仕組みづくりを進め</td></tr> </tbody> </table>	神奈川県 (補助対象事業)	横浜市 (実施事業概要)	在宅医療人材育成事業 (事業費：58百万円) ※	在宅チーム医療を担う人材の養成や多職種の関係づくりに資する研修会及び連絡会を実施 (26年度事業費：3百万円)	在宅医療連携拠点づくり (事業費：123百万円) ※	地域の実情に応じた連携拠点や連携体制の構築などを行う市町村に対して補助 ・在宅医療連携拠点※の市内全区での展開に向けた事業の進め方や、具体的な実施内容の検証を行う (26年度事業費：43百万円) ・在宅医療連携推進協議会の開催、事業所管のネットワークづくりに向けた取組支援 (26年度事業費：3百万円)	医療介護連携推進等事業 (事業費：3百万円) ※	医療と介護が相互に情報を共有できる仕組みづくりを進め
神奈川県 (補助対象事業)	横浜市 (実施事業概要)										
在宅医療人材育成事業 (事業費：58百万円) ※	在宅チーム医療を担う人材の養成や多職種の関係づくりに資する研修会及び連絡会を実施 (26年度事業費：3百万円)										
在宅医療連携拠点づくり (事業費：123百万円) ※	地域の実情に応じた連携拠点や連携体制の構築などを行う市町村に対して補助 ・在宅医療連携拠点※の市内全区での展開に向けた事業の進め方や、具体的な実施内容の検証を行う (26年度事業費：43百万円) ・在宅医療連携推進協議会の開催、事業所管のネットワークづくりに向けた取組支援 (26年度事業費：3百万円)										
医療介護連携推進等事業 (事業費：3百万円) ※	医療と介護が相互に情報を共有できる仕組みづくりを進め										

※事業費（約1億8400万円）は全額、国の地域医療再生臨時特例交付金10.5億円を活用

番号	事業名	県所管局	説明
1-(2)	政令市と他の市町村との補助較差是正 (健康福祉局)	総務局	<p>県の補助事業の中には、政令市とその他の市町村とで補助率や補助対象の取扱いに、較差を設けているものがあります。</p> <p><u>他の市町村の住民と同様に県民税を負担している市民の理解と納得</u>が得られるよう、<u>これらの事業について、他の市町村との補助較差を撤廃することを強く要望します。</u></p>

(要望事業)

(1) 小児医療費助成事業	<table> <tr> <td>①政令市</td><td>1/4</td></tr> <tr> <td>②その他市町村</td><td>1/3</td></tr> </table> <p>※平成14年度まで県内全市町村への補助率は1/2であったが、平成15年度から補助較差が設定されています。</p>	①政令市	1/4	②その他市町村	1/3		
①政令市	1/4						
②その他市町村	1/3						
(2) ひとり親家庭等医療費助成事業	<table> <tr> <td>①政令市・中核市</td><td>1/3(18年度から) (経過措置：16年度45%、17年度39%)</td></tr> <tr> <td>②その他市町村</td><td>1/2</td></tr> </table> <p>※平成15年度まで県内全市町村への補助率は1/2であったが、平成16年度から補助較差が設定されています。</p>	①政令市・中核市	1/3(18年度から) (経過措置：16年度45%、17年度39%)	②その他市町村	1/2		
①政令市・中核市	1/3(18年度から) (経過措置：16年度45%、17年度39%)						
②その他市町村	1/2						
(3) 重度障害者医療費援助事業	<table> <tr> <td>①政令市・中核市</td><td>1/3(16年度から) (中核市へは経過措置：17年度8/18、18年度7/18)</td></tr> <tr> <td>②その他市町村</td><td>1/2(16年度から)</td></tr> </table> <p>※昭和60年度から県補助率が縮減され、平成10年度以降は、政令市とその他市町村の補助較差が設定されています。</p>	①政令市・中核市	1/3(16年度から) (中核市へは経過措置：17年度8/18、18年度7/18)	②その他市町村	1/2(16年度から)		
①政令市・中核市	1/3(16年度から) (中核市へは経過措置：17年度8/18、18年度7/18)						
②その他市町村	1/2(16年度から)						
(4) 在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給事業	<table> <tr> <td>①政令市</td><td>対象外</td></tr> <tr> <td>②中核市</td><td>1/3</td></tr> <tr> <td>③その他市町村</td><td>1/2</td></tr> </table> <p>※本市では平成7年度から当事業を実施していますが、平成9年度の県助成制度開始以来、補助対象外とされています。本市は県内他都市に比して支給者数が格段に多いにもかかわらず、全額が市費負担となっています。</p>	①政令市	対象外	②中核市	1/3	③その他市町村	1/2
①政令市	対象外						
②中核市	1/3						
③その他市町村	1/2						

番号	事業名	県所管局	説明
2-(1)	<p>国家戦略特区への提案 事業の推進強化 (政策局)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>「国家戦略特区」提案の概要</p> <p>《県・横浜市・川崎市共同提案》 「健康・未病産業と最先端医療関連産業の創出による経済成長プラン」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康・未病産業の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・革新的な診断技術の開発促進 ・ビッグデータと実証フィールド活用による新たな健康への取組 など7項目 ○最先端医療産業の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・i P S細胞を活用した再生医療の実現 ・基礎研究の早期実用化に向けた基盤構築 など6項目 ○イノベーションを生み出す基盤構築 <ul style="list-style-type: none"> ・グローバル人材の育成・集積とオープンイノベーションの促進 ・世界に冠たるライフイノベーションの国際 M I C E 拠点 など5項目 <p>《横浜市独自提案》 「ビジネス環境と居住空間が一体となった都市のリノベーションの実現による経済成長プラン」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都心臨海部の再生 <ul style="list-style-type: none"> ・横浜駅周辺地区等での都心機能強化 ・国際コンテナ戦略港湾の競争力強化の推進 ・羽田空港とのアクセス強化 ・世界からの交流人口の獲得【M I C E】 ○首都圏郊外部の再生 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模住宅団地の再生促進・マンション建替等の促進 計5項目 </div>	<p>政策局</p>	<p>本市は、国による「国家戦略特区」提案募集に対し、神奈川県・横浜市・川崎市による「3県市共同提案」及び「横浜市独自提案」を本年9月に提出しました。</p> <p>3県市共同提案は、既存の京浜臨海部における実績を素地として行うもので、「健康・未病産業と最先端医療関連産業の創出による経済成長プラン」として、健康・医療市場における革新的な新規ビジネスモデルの確立やナノテクノロジー等の技術活用による高付加価値製品の実用化により、日本経済の再生を目指すものです。</p> <p>また、横浜市独自提案は、本市の地域資源を生かした取り組みを行うもので、「ビジネス環境と居住空間が一体となった都市のリノベーションの実現による経済成長プラン」として、都心臨海部における横浜駅周辺地区等での都心機能強化や港湾などの産業インフラの強化、首都圏郊外部における大規模住宅団地の再生促進、により、日本経済の再生を目指すものです。</p> <p>地域経済の活性化のみならず、日本経済を停滞から再生へと導く先導的なモデルとなるよう、県と市が一層連携し、スピード感を持って各取組を着実に推進することを要望します。</p>

番号	事業名	県所管局	説明
2-(2)	「横浜マラソン」開催事業 (市民局)	教育局 県警本部	<p>市民ランナー等からの多くの要望や社会的気運の高まりを受け、平成25年度に第33回目を迎える「横浜マラソン大会（ハーフマラソン、10km、車いす）」をフルマラソン化し、国内外の多くの人々が集まる大規模な市民参加型フルマラソン「横浜マラソン2015」を平成27年3月に、新たに開催します。</p> <p>県内交通機関の中枢である本市中心部をスタート・フィニッシュとするコースで2万5千人規模の市民ランナーが参加する「横浜マラソン2015」の開催は、スポーツ振興や健康増進に寄与するだけでなく、県内の経済波及効果やシティセールス効果も期待できます。</p> <p>現在、県におかれましては、コース検討において、既に県警本部を中心のご対応いただいており、また、平成25年11月27日設立の「横浜マラソン組織委員会」においては、県知事の名誉顧問への就任など、格別の御協力をいただいているところです。</p> <p>つきましては、「横浜マラソン2015」の開催に向け、<u>一定の経費等の負担をお願いするとともに、引き続き、警備等の御対応をお願いします。</u></p>

番号	事業名	県所管局	説明
2-(3)	救急医療体制確保推進事業 (健康福祉局)	保健福祉局	<p>本市では、医療関係団体、医療機関の協力を得て、外来診療で帰宅できる初期救急医療、入院して治療が必要な二次救急医療、生命に危険がある重篤な患者に対応する三次救急医療と、体系的・機能的に救急医療体制を整備してきました。</p> <p>そうしたなかで、<u>喫緊の課題は、重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる救命救急センターの役割のうち、とりわけ、緊急に高度で専門的な治療を要する外傷診療について、効果的な救急応需体制を構築していくことです。</u></p> <p>こうした課題に取り組むために、<u>横浜市立大学附属市民総合医療センター及び済生会横浜市東部病院に「外傷センター（仮称）」を整備し、重症外傷患者の救急搬送を迅速かつ集中的に受け入れる救急医療体制を構築していく予定です。</u></p> <p>行政が主導しての外傷センターの整備は、全国に先駆けたものであり、県内の救急医療体制の推進にも十分貢献するものと考えております。そこで、<u>「外傷センター（仮称）」の整備にあたって、国の補助制度の対象となる東部病院について、県市連携して助成していくことを要望します。</u></p> <p>あわせて、県の救急医療体制の根幹を担う市町村の初期救急医療体制をしっかりと維持していくため、<u>休日急患診療所への県の助成について、継続して取り組まれるよう、要望します。</u></p>

外傷センター（仮称）計画概要（案）

○設置医療機関

横浜市立大学附属市民総合医療センター
済生会横浜市東部病院

○診療体制

外傷診療及び手術に対応可能な医師が24時間体制で院内に常駐し、緊急コールから5分以内に初療室に参集。脳神経外科医、整形外科医などが30分以内に診療に参加し、緊急手術を実施

○開設時期

平成26年秋

○対応予定期数

約300件／年

○設備整備予定額

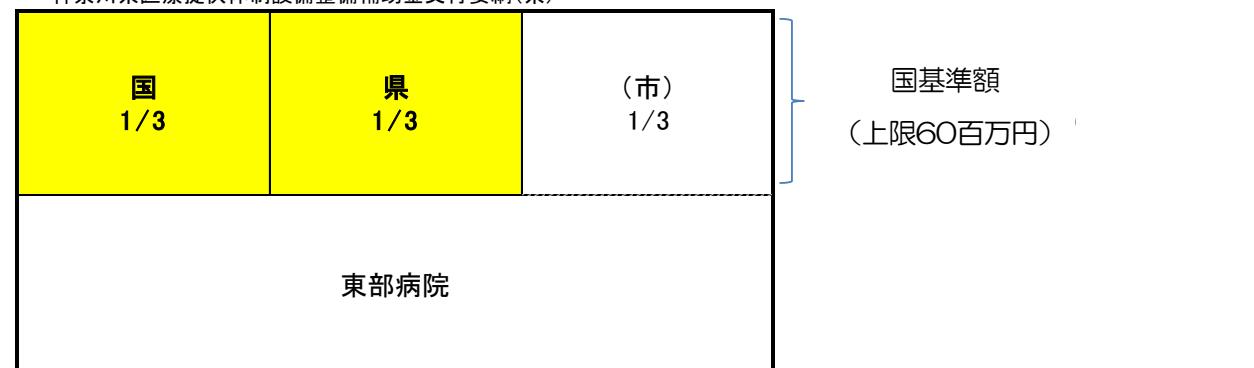
約120百万円／1カ所

※外傷センター（仮称）の整備については、本年3月に本市附属機関「横浜市救急医療検討委員会」から提言されました。

○東部病院に対する助成スキーム

医療提供体制推進事業費補助金交付要綱（国）

神奈川県医療提供体制設備整備補助金交付要綱（県）



番号	事業名	県所管局	説明
2-(4)	花月園競輪場関係県有地等の利活用 (関連局) 政策局 財政局 環境創造局 都市整備局	政策局 総務局	<p>花月園競輪場跡地については、神奈川県が主催する「花月園競輪場関係県有地等の利活用に係る検討会」において検討が進められました。</p> <p>平成22年12月には「検討結果のとりまとめ」が行われ、<u>遊休化している隣接地を含め、一体的に面整備を行うことが望ましい</u>としたうえで、事業手法としては<u>独立行政法人都市再生機構が事業主体となる防災公園街区整備事業とすること</u>とされました。</p> <p>これを受け、本市では、国土交通省に防災公園街区整備事業の事業化検討要望（平成22年12月）を行い、<u>年内には都市再生機構への事業要請を行う予定</u>であり、現在、<u>都市再生機構等により平成26年度の事業着手に向けた検討</u>が進められています。</p> <p>この間、<u>平成23年3月の東日本大震災の発生や当該地が広域避難場所に指定されていること</u>などから<u>地域住民等から防災機能を備えた一定規模の公園整備の要望が多く寄せられています。</u></p> <p>平成26年度の<u>事業化に向けて、当該地の特性や公園整備の公共性を踏まえ、県有地価格の減額措置について、特段の配慮をお願いするとともに、事業を進めるうえで不可欠な県有地内の権利関係の整理については、これまで御対応いただいていますが、引き続きよろしくお願ひします。</u></p>

番号	事業名	県所管局	説明						
2-(5)	防災・減災に向けた取組の推進 (総務局・建築局・港湾局)	安全防災局 国土整備局	<p>今年4月、本市はこれまでの被害想定を抜本的に見直すとともに、その想定被害を軽減するための減災目標を設定し、目標達成のための必要な対策を効果的かつ効率的に実施していくためのアクションプランとして「<u>横浜市地震防災戦略</u>」を策定しました。</p> <p>本戦略に位置付けている<u>建物倒壊等による被害防止</u>について、本市は耐震改修促進法の改正に伴い、<u>県警が選定し、県の耐震改修促進計画で市町村とともに沿道建築物の耐震化を促進すべき道路</u>としている「<u>緊急交通路指定想定路線</u>」の市域分について、<u>耐震診断を義務付ける道路</u>として指定を行います。つきましては、<u>耐震診断に要する費用の自治体負担</u>について、<u>県と市が協調して取組を進めていくようお願いします。</u></p> <p>また、<u>津波による被害防止</u>については、今後、県の海岸保全計画の変更をふまえ、必要に応じて海岸保全施設の整備・改修を進めていく予定です。その他、<u>帰宅困難者対策</u>については、現在、九都県市で、災害時に徒歩で帰宅する人たちを支援するため、「災害時帰宅支援ステーション」としてコンビニエンスストア等との協定を進めています。<u>これらにつきましても引き続き、県と市が協調して取組を進めていくようお願いします。</u></p> <p>市民・県民生活を守ることは行政としての責務であり、今後も引き続き、<u>県と市がより一層連携して防災・減災の取組を進めていくことを要望します。</u></p> <p>横浜市地震防災戦略の基本目標及び重点施策</p> <table border="1"> <tr> <td>基本目標1 被害を最小限に抑える 死者数、避難者数、建物被害棟数(全壊・焼失)の減少</td> <td>●建物倒壊などによる被害防止 ●火災被害の軽減 ●地域防災力の向上</td> </tr> <tr> <td>基本目標2 発災時の混乱を抑え、市民の命を守る 帰宅困難者の安全確保、緊急時の交通確保など</td> <td>●災害医療体制などの強化 ●緊急輸送路などの整備</td> </tr> <tr> <td>基本目標3 被災者の支援と早期復興を図る 避難者の安全・安心の確保、被災者の早期生活再建支援など</td> <td>●地域防災拠点の充実・強化</td> </tr> </table> <p>耐震改修促進法の改正に伴う本市の対応について</p> <ol style="list-style-type: none"> 法改正の主な内容 <ol style="list-style-type: none"> 百貨店、ホテル、福祉施設など、不特定多数の者や避難弱者が利用する建築物等のうち、大規模なものについて耐震診断を義務化 <u>知事又は市長が道路を指定することにより、その沿道の一定の要件を満たす建築物の耐震診断を義務化</u> 対応 <p>「<u>緊急交通路指定想定路線</u>」*の市域分について、耐震診断を義務付ける道路として指定を行う。(平成25年11月25日)</p> <p>*<u>県及び市の耐震改修促進計画</u>における災害時に通行を確保すべき道路</p> 要望内容 <ol style="list-style-type: none"> 「<u>緊急交通路指定想定路線</u>」沿道の義務化対象建築物の<u>耐震診断費用補助</u> <p>補助要望額 89百万円</p> <p>考え方</p> <p>対象建築物の耐震診断費用のうち、<u>自治体が負担する費用の1/2</u></p> <p>国：自治体 = 1/2 : 1/2</p> <p>*<u>自治体負担1/2を県と市で1/2ずつ負担</u></p> 	基本目標1 被害を最小限に抑える 死者数、避難者数、建物被害棟数(全壊・焼失)の減少	●建物倒壊などによる被害防止 ●火災被害の軽減 ●地域防災力の向上	基本目標2 発災時の混乱を抑え、市民の命を守る 帰宅困難者の安全確保、緊急時の交通確保など	●災害医療体制などの強化 ●緊急輸送路などの整備	基本目標3 被災者の支援と早期復興を図る 避難者の安全・安心の確保、被災者の早期生活再建支援など	●地域防災拠点の充実・強化
基本目標1 被害を最小限に抑える 死者数、避難者数、建物被害棟数(全壊・焼失)の減少	●建物倒壊などによる被害防止 ●火災被害の軽減 ●地域防災力の向上								
基本目標2 発災時の混乱を抑え、市民の命を守る 帰宅困難者の安全確保、緊急時の交通確保など	●災害医療体制などの強化 ●緊急輸送路などの整備								
基本目標3 被災者の支援と早期復興を図る 避難者の安全・安心の確保、被災者の早期生活再建支援など	●地域防災拠点の充実・強化								

番号	事業名	県所管局	説明			
2-(6)	特別支援学校の整備 (教育委員会事務局)	教育局	<p>特別支援学校への就学・転入学を希望する児童生徒が依然として増加しつづけ、県立・市立ともに特別支援学校の過大規模化が大きな課題となっています。</p> <p>県におかれましては、25年4月に本市西部方面（旧横浜市立日向山小学校跡地）に「横浜ひなたやま支援学校」を開校しましたが、横浜市域における増加傾向に変わりはなく、今後とも、特別支援学校が不足する状況です。</p> <p>つきましては、過大規模化が著しく緊急度の高い横浜市域において、適正な規模に基づいた特別支援学校の整備を早期に進められますよう要望します。</p> <p>なかでも、特に不足している横浜北部地域における特別支援学校の新設及び横浜北部地域周辺の県立中原養護学校等、既設学校の改修による入学者増を最優先課題として取り組まれるよう、要望します。</p> <p>県の、新たな養護学校再編整備検討協議会の提言によれば（平成18年3月）、養護学校の適正規模として、知的障害教育部門の「単独校」で「100から130人程度」、知・肢併置の「複合校」では、「130から160人程度」とされている。</p>			
過大規模校の現状						
本市内の県立養護学校（病弱養護学校を除く）の児童生徒数						
	開校時	H25.5.1				
知的障害教育部門「単独校」						
瀬谷養護学校	130名	306名				
保土ヶ谷養護学校	195名	340名				
みどり養護学校	130名	231名				
鶴見養護学校	200名	235名				
横浜ひなたやま支援学校 (高等部のみ)	27名	27名				
知・肢併置の「複合校」						
三ツ境養護学校	30名	247名				
金沢養護学校	102名	301名				
横浜北部周辺（市外）の県立養護学校の児童生徒数						
知・肢併置の「複合校」						
中原養護学校	114名	231名				
麻生養護学校	176名	413名				
知的障害教育部門「単独校」						
高津養護学校	136名	236名				
横浜市域の個別支援学級在籍児童生徒数推移						
市立学校現況より（平成25年5月1日現在）						
	小学校		中学校			
	H15年度	H24年度	H25年度	H15年度	H24年度	H25年度
北 部	470名	967名	1,004名	183名	371名	383名
西 部	345名	799名	891名	165名	349名	341名
東 部	410名	795名	874名	167名	324名	366名
南 部	498名	1,011名	1,076名	203名	408名	408名
計	1,723名	3,572名	3,845名	718名	1,452名	1,498名

番号	事業名	県所管局	説明
2-(7)	県施行の河川改修事業 (道路局)	県土整備局	<p>9月の台風18号、10月の台風26号など、本年も日本各地で台風や集中豪雨による大規模な被害が発生しました。本市においても、台風や集中豪雨により市内河川が溢水し、市民の生命や財産が危険にさらされる浸水被害が依然として数多く発生しています。</p> <p>本市では、治水安全度の向上に向けて積極的に取り組んできましたが、より一層効果をあげるためには、県施行河川における取組が不可欠です。</p> <p>① 交通の結節点であり、高度に業務・商業施設の集積が進んでいる<u>帷子川</u>の下流部では、平成16年の台風22号・23号で甚大な浸水被害が発生しました。また、<u>帷子川の治水安全度の向上のため、河川改修の促進を要望します。</u></p> <p>② 次に、<u>境川及び柏尾川</u>につきましては、依然として治水安全度が低いため、<u>河川改修の促進、遊水地の早期完成等治水対策の強化を要望します。</u></p> <p>③ <u>鶴見川</u>につきましてもさらに治水安全度を向上させるため、<u>河川改修の促進を要望します。</u></p>

番号	事業名	県所管局	説明
2-(8)	県市協調で進めている事業		<p>以下の事業については、これまで県市協調で事業を進めてきていますが、平成26年度も引き続き、県市協調で円滑に事業が進められるよう要望します。</p> <p>特に市街地再開発事業については、県民生活の利便性の向上や、県内市街地の活性化、県税収入の増加につながるものでありますので、県内の再開発事業等の促進を図るため、現行補助制度の継続をお願いします。</p>

事業名	県予算要望額 (百万円)	うち 県負担額 (百万円)	県所管局	説明
①市街地再開発事業 (都市整備局)	1, 602	801	県土整備局	<p>民間活力を活用した市街地再開発事業の促進を図るため、市街地再開発事業の施行者に対する事業費の確保。</p> <p>①日ノ出町駅前A地区 ②二俣川駅南口地区 ③東神奈川一丁目地区 ④大船駅北第二地区 ⑤瀬谷駅南口第一地区【新規】</p>
②神奈川東部方面線 整備事業 (都市整備局)	1, 880	1, 880	県土整備局	神奈川県東部方面線整備にかかる事業者への事業費の確保。
③都市基盤河川改修 事業 (道路局)	951	951	県土整備局	本市が施行する河川改修に対する事業費の確保。 帷子川、今井川、和泉川など 6河川
④消防・救急デジタル無 線共通波整備事業 (消防局)	235	235	安全防災局	本市が県及び各市町の依頼を受けて実施する、デジタル無線共通波整備に対する事業費の確保。